

認定先端設備等にかかる償却資産の特例措置について

中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けて、新規に取得された資産が一定要件を満たす場合、特例措置により、該当資産にかかる固定資産税の課税標準額が、取得した年の翌年度から軽減されます。

● 対 象 者

資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）

● 対 象 設 備

令和7年7月31日から令和9年3月31日までに取得した下記の要件を満たす設備

1. 対象となる設備

償却資産の種類	取得金額
機械装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物付属設備	60万円以上

※家屋と一体となって効用を果たすものを除く

2. 雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された設備であること。

3. 生産、販売活動等に直接使用する設備であること

4. 中古資産でないこと

● 特 例 率

1.5%以上の賃上げ表明有り：3年間、課税標準を2/1に軽減

3%以上の賃上げ表明有り：5年間、課税標準を1/4に軽減

● 添 付 書 類

- ① 先端設備等導入計画の申請書（写し）
- ② 先端設備等導入計画の認定書（写し）
- ③ 工業会等による証明書（写し）